

# 郡山市母子訪問指導実施要領

平成15年4月1日制定

平成17年6月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成21年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

[こども部こども支援課]

## 1 目的

母子保健法及び児童福祉法に基づき、妊産婦又は未熟児、新生児、乳幼児及びその保護者に対して、必要な保健指導を行い、安心して出産、育児ができるよう支援し、又育児に関する不安を軽減し、児の健やかな成長を図る。

## 2 対象者

市内に居住する妊産婦又は未熟児、新生児、乳幼児とその保護者等。

## 3 対象者の選定方法

別表のとおりとする。

## 4 訪問指導内容

別表のとおりとする。

## 5 訪問指導従事者

保健師、助産師、看護師

## 6 訪問指導の連絡及び報告について

別表のとおりとする。

## 7 料金

無料

## 8 規定外事項

この要領に定めるもののほか、訪問指導の実施に必要な事項については、その都度定めるものとする。

(附 則)

この要領は平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は平成17年6月1日から施行する。

(附 則)

この要領は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要領は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要領は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要領は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

訪問指導の種類及び実施方法等

事業名	対象者	対象者の選定方法	訪問指導内容	訪問指導従事者	訪問指導の連絡及び報告
妊産婦訪問指導事業	妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届出書、妊産婦の健康診査結果等により把握し、訪問指導を必要とする者</li> <li>・医療機関から提出される「妊産婦連絡票」等により訪問指導を必要とする者</li> </ul>	妊産婦の健康状態を観察、把握し、妊娠、産褥中の生活上の注意等の保健指導を行う。	保健師 助産師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問指導を必要とする妊産婦について、訪問指導従事者に連絡する。訪問指導従事者は、訪問後速やかに母子訪問指導報告票によりその結果を報告する。</li> <li>・医療機関から連絡をうけた妊産婦については、その指導結果を妊産婦訪問結果報告票により主治医に報告する。</li> </ul>
未熟児訪問指導事業	未熟児	保護者から提出される「低体重児出生届」、医療機関から未熟児退院の際に提出される「未熟児退院連絡票」等により養育上訪問指導を必要とする者	児の発育・発達状況を確認し、栄養、育児方法、疾病予防等の保健指導を行う。	保健師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問指導を必要とする未熟児について、訪問指導従事者に連絡する。訪問指導従事者は、訪問後速やかに未熟児訪問結果報告票を提出する。</li> <li>・医療機関から連絡をうけた未熟児については、その指導結果を未熟児訪問結果報告票により主治医に報告する。</li> </ul>
乳幼児訪問指導事業 (新生児訪問指導事業含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新生児</li> <li>・乳児</li> <li>・幼児</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「助産師訪問連絡票」による訪問希望がある者、又は訪問指導が必要と思われる者(新生児/乳児)</li> <li>・上記以外で訪問指導を希望する者、又は訪問指導を必要とする者</li> </ul>	児の発育・発達・健康状態等を観察、把握し、栄養、育児方法、疾病予防等の保健指導を行う。 *助産師による訪問指導は原則として1回ないし2回程度とする。	保健師 助産師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問指導を必要とする新生児・乳児については、「助産師訪問連絡票」により訪問指導従事者に連絡する。訪問指導従事者は、訪問後速やかに母子訪問指導報告票によりその結果を報告する。</li> <li>・それ以外の者については上記の限りではない。</li> </ul>
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	乳児 (概ね生後4か月まで)	出生届により把握した概ね生後4か月までの乳児がいる家庭(里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む)	親子の心身の状況や養育環境の把握、育児に関する不安や悩みの聴取、子育て支援に関する情報提供を行う。	保健師 助産師 看護師	こんにちは赤ちゃん訪問名簿により訪問指導従事者に連絡する。訪問指導従事者は、訪問後速やかにこんにちは赤ちゃん訪問事業報告票によりその結果を報告する。